

信用取引及び貸借取引規程関係目次

目 次

制度信用取引に係る権利の処理に関する規則……………	1
制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則……………	10

制度信用取引に係る権利の処理に関する規則

(実施)39. 5. 1

(変更)42. 3. 1 45. 5. 1 49.11. 6 50. 4. 1
52.12.26 53. 6. 1 57.10. 1 59. 3.12
3. 4. 1 4. 2.25 4. 4. 1 7.10. 2
10.12. 1 11. 4. 1 13. 4. 1 13.10. 1
14. 4. 1 16.12.13 18. 1. 4 18. 5. 1
19. 9.30 21. 1. 5 26. 3. 6

(目 的)

第1条 この規則は、信用取引及び貸借取引規程第9条の規定に基づき、本所の上場有価証券の制度信用取引に係る配当請求権、株式分割による株式を受ける権利その他の権利の処理に関して必要な事項を定める。

(10.12.1、13.4.1、13.10.1、18.1.4、18.5.1 変更)

(配当落調整額)

第2条 正会員は、制度信用取引を行っている銘柄につき剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限る。）その他の金銭の交付（以下「配当等」という。）が行われた場合は、当該銘柄の発行会社の株主に交付される配当等の金額から配当所得等に対する源泉徴収税額（税法上配当収入とみなされる金額に対する源泉徴収税額を含む。）相当分を控除した額（以下「配当落調整額」という。）の金銭を当該銘柄の発行者の配当受領株主確定日現在制度信用取引に係る金銭の貸付けを受けている顧客（以下「信用買顧客」という。）に支払い、制度信用取引に係る株券の貸付けを受けている顧客（以下「信用売顧客」という。）から徴収する。

2 前項の規定による金銭の授受は、当該銘柄の発行会社が配当等の交付を開始した日（以下「配当交付日」という。）以後遅滞なく行なうものとする。

(10.12.1、13.4.1、18.5.1 変更)

(予想配当落調整額の金銭の預託)

第3条 会員は、前条の規定による信用売顧客から配当落調整額の金銭の引渡しを受けることとなった場合において必要と認めるときは、配当交付日以前において予想配当落調整額の金銭を信用売顧客から預託させることができる。

(株式分割等による株式を受ける権利等)

第4条 正会員は、制度信用取引を行っている銘柄につき、株式分割等による株式を受ける権利（株式分割による株式を受ける権利、株式無償割当てによる株式を受ける権利及び会社分割による株式を受ける権利をいう。以下同じ。）、新株予約権（株主に割り当てられた

もの)に限り、株式の割当てを受ける権利を含む。)以下同じ。)又は新株予約権の割当てを受ける権利が付与された場合は、別表「権利処理価額算出に関する表」により算出した当該株式分割等による株式を受ける権利、新株予約権又は新株予約権の割当てを受ける権利の価額(以下「権利処理価額」という。)に相当する額の金銭を当該銘柄の株式分割等による株式を受ける権利、新株予約権又は新株予約権の割当てを受ける権利の割当期日現在の信用買顧客に支払い、信用売顧客から徴収する。

- 2 前項の規定により信用買顧客に支払う金銭は、当該制度信用取引について貸し付けている買付代金から差し引き、信用売顧客から徴収する金銭は、当該制度信用取引の担保となっている売付代金から差し引くことにより処理するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について株式分割による株式を受ける権利又は株式無償割当てによる株式を受ける権利(制度信用取引を行っている銘柄の株式と同一の種類の株式が付与される場合に限る。)が付与された場合で、業務規程第15条の規定に基づき本所が定める売買単位の数量の整数倍の数の新株式(自己株式が交付される場合の当該自己株式を含む。以下同じ。)が割り当てられたときは、買付有価証券及び売付有価証券の数量は、当該数量を当該新株式割当率に1を加えた数を乗じた数量に調整し、買付価格及び売付価格は、当該価格に当該新株式割当率に1を加えた数で除した額に調整することにより処理するものとする。この場合において、調整後の買付価格又は売付価格に円位未満の端数が生じたときは、新株式の買付価格又は売付価格は、当該端数を切り捨てた価格とし、当該株式分割又は株式無償割当ての対象となった株式の買付価格又は売付価格は、調整前の買付価格又は売付価格から当該新株式の買付価格又は売付価格に新株式割当率を乗じた額を差し引いた価格とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、権利落後に制度信用取引を継続する場合において、買付価格又は売付価格から権利処理価額を差し引いた額及び買付価格又は売付価格に新株式割当率に1を加えた数で除した額が1円未満となるときは、これが1株当たり1円となるよう、その差額を信用買顧客に支払い、信用売顧客から徴収する。
- 5 第1項の規定にかかわらず、付与された権利の内容につき、当該権利の行使条件、譲渡性、換金可能性その他の事情を勘案して、権利の処理を行うことが適当でないと本所が認める場合は、権利の処理を行わないものとする。

(7.10.2、10.12.1、13.4.1、13.10.1、14.4.1、18.1.4、18.5.1変更)

(新株式等の引受け)

第5条 前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について株式分割等による株式を受ける権利が付与された場合(前条第3項に規定する処理が行われた場合を除

く。)において、割り当てられた新株式のうち、業務規程第 15 条の規定に基づき本所が定める売買単位（当該新株式の発行者が発行する株券が本所又は国内の他の金融商品取引所に上場されている銘柄でない場合にあっては、1 単位（1 単位は、単元株式数（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 20 号に規定する単元株式数をいう。）に定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には 1 株をいう。）とする。以下同じ。）の整数倍の数の新株式について信用買い顧客がその引受を希望し、かつ、正会員がこれに応じることができるときは、正会員は、新株式を移転することにより処理することができるものとする。

2 前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について新株予約権（譲渡制限新株予約権を除く。）が付与された場合において、割り当てられた新株式のうち、業務規程第 15 条の規定に基づき本所が定める売買単位の数量の整数倍の数の新株式について信用買顧客がその引受けを希望し、かつ、正会員がこれに応じることができるときは、正会員は、新株予約権を移転し、又は当該信用買顧客から新株式払込金をあらかじめ徴収したうえ、新株式を移転することにより処理することができるものとする。

3 前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について新株予約権の割当てを受ける権利（譲渡制限新株予約権に係るものを除く。）が付与された場合において、割り当てられた新株予約権について信用買顧客がその引受けを希望し、かつ、正会員がこれに応じることができるときは、正会員は、新株予約権を移転することにより処理することができるものとする。

4 前各項の規定により正会員が新株式又は新株予約権を移転することとなった場合は、正会員は、当該信用買顧客から権利処理価額に相当する額の金銭を徴収し、当該制度信用取引について貸し付けている買付代金の額から当該金額を差し引くものとする。

5 権利落後に制度信用取引を継続する場合において、買付価格から権利処理価額を差し引いた額及び買付価格に新株式割当率に 1 を加えた数で除した額が 1 円未満となる銘柄については、これが 1 株当たり 1 円となるよう、その差額を信用買顧客に支払うものとする。

(7.10.2、10.12.1、13.4.1、13.10.1、14.4.1、18.1.4、18.5.1、19.9.30、21.1.5 変更)

(引受権価額に相当する額の金銭の授受の日)

第 6 条 前 2 条の規定による引受権価額に相当する額の金銭の授受（計算上の処理を含む。）の日は、当該銘柄の権利付売買最終日における売買の決済日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）とする。

(10.12.1 変更)

(新株式等の授受の日)

第7条 第5条第1項から第3項までの規定による新株式又は新株予約権の授受は、当該銘柄の発行者が新株式又は新株予約権の交付を開始した日以後遅滞なく行うものとする。

(13.10.1、14.4.1、18.5.1、21.1.5 変更)

第8条 削除

(議決権その他の権利等)

第9条 本所の上場有価証券の制度信用取引においては、株主総会の議決権、株主帳簿閲覧権、株主優待券等については、これを権利として処理を行わないものとする。

(10.12.1、11.4.1 変更)

(権利処理等の特例)

第10条 本所は、この規則に定めのない制度信用取引に係る権利の割当て又は剰余金の配当等があった場合及びその規則に基づく権利の処理又は剰余金の配当等の調整が特に適当でないと認める場合は、当該権利処理についてその都度これを定める。

(10.12.1、11.4.1、18.5.1 変更)

付 則

- 1 この改正規定は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日前に決議があった準備金の資本組入れに伴う無償新株式の発行若しくは資本組入れした券面額を超える部分についての無償新株式の発行又はこの改正規定施行の日前に到来した最終の決算期に係る株式配当については、この改正規定施行後も、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成7年10月2日から施行する。ただし、第5条第1項中「整数倍」の次に「(単位株制度の適用を受けない場合には、1株の整数倍)」を加える改正規定及び別表「引受権価額算出に関する表」中(注)の改正規定は、平成7年9月30日から施行し、同日以後に権利確定日が到来する銘柄から適用する。

付 則

この改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）に株式会社ジャスダック証券取引所に上場した承継会社株券（施行日の前日に日本証券業協会に登録されていたものに限る。）について、株式会社ジャスダック証券取引所における約定値段及び最終気配値段がない場合の改正後の別表注 4 に規定する最終値段は、その直近の日に日本証券業協会が発表した午後 3 時（半休日においては、午前 11 時）現在における直近の売買価格とする。

（注） 「本所が定める日」は、平成 16 年 12 月 13 日

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行し、平成 18 年 5 月 31 日以後の日を基準日とする株式分割について適用する。

（注） 「本所が定める日」は、平成 18 年 1 月 4 日

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。ただし、改正後の第 4 条第 3 項の規定は、平成 18 年 5 月 31 日以後の日を基準日とする株式分割又は株式無償割当てから適用する。

（注） 「本所が定める日」は、平成 18 年 5 月 1 日

付 則

この改正規定は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 21 年 1 月 5 日から施行する。

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は、平成 26 年 3 月 6 日

別表 権利処理価額算出に関する表

- 1 貸借取引の権利処理のために指定証券金融会社（信用取引及び貸借取引規程第1条第1項に規定する指定証券金融会社をいう。以下同じ。）がその銘柄について株式分割等による株式を受ける権利、新株予約権又は新株予約権の割当てを受ける権利（以下「割当新株式等」という。）の売入札を行う場合

$$\frac{\text{割当新株式等処分総代金}}{\text{落札割当新株式等の数}} \times \text{新株式割当率}$$

- 2 貸借取引の権利処理のために指定証券金融会社がその銘柄について割当新株式等の買入札を行う場合

$$\frac{\text{割当新株式等買入総代金}}{\text{落札割当新株式等の数}} \times \text{新株式割当率}$$

- 3 貸借取引の権利処理のために指定証券金融会社がその銘柄について割当新株式等の売入札又は買入札を行わない場合

- (1) 株式分割による株式を受ける権利、株式無償割当てによる株式を受ける権利（制度信用取引を行っている銘柄の株式と同一の種類の株式が割り当てられる場合）、新株予約権（制度信用取引を行っている銘柄の株式と同一の種類の株式を目的とする場合）又は新株予約権の割当てを受ける権利（制度信用取引を行っている銘柄の株式と同一の種類の株式を目的とする新株予約権を取得する場合）

$$\text{旧株券の権利付売買最終日の最終値段} - \left(\frac{\text{旧株券の権利付売買最終日の最終値段} + \text{新株式払込額} \times \text{新株式割当率}}{1 + \text{新株式割当率}} \right)$$

- (2) 株式無償割当てによる株式を受ける権利（制度信用取引を行っている銘柄の株式と異なる種類の株式が割り当てられる場合）、新株予約権（制度信用取引を行っている銘柄の株式と異なる種類の株式を目的とする場合）又は新株予約権の割当てを受ける権利（制度信用取引を行っている銘柄の株式と異なる種類の株式を目的とする新株予約権を取得する場合）

- a 権利落の期日において当該異なる種類の株式に係る株券（以下「割当株券」という。）が国内の金融商品取引所に上場されている場合

$$\text{率} \quad (\text{旧株券の権利付売買最終日の割当株券最終値段} - \text{新株式払込額}) \times \text{新株式割当率}$$

- b 前 a 以外の場合

$$\text{旧株券の権利付売買最終日の最終値段} - \text{旧株券の権利落の期日の午前立会の1株当たりの平均売買代金}$$

(3) 会社の分割による株式を受ける権利

- a 権利落の期日において承継会社株券（分割により事業を承継する会社が発行する株券をいう。以下同じ。）が国内の金融商品取引所に上場されている場合

分割会社株券（分割を行う会社が発行する株券をいう。以下同じ。）の権利付売買最終日の承継会社株券最終値段×新株式割当率

- b 前 a 以外の場合

分割会社株券の権利付売買最終日の最終値段－分割会社株券の権利落の期日の午前立会の 1 株当たりの平均売買代金

(注) 1 落札割当新株式等の数には、指定証券金融会社が入札以外の方法により売買単位に満たない数の新株式の割当新株式等を処理した場合の当該割当新株式等の数を含むものとし、割当新株式等処分総代金及び割当新株式等買入総代金には、指定証券金融会社が入札以外の方法により売買単位に満たない数の新株式の割当新株式等を処理した場合の当該処理代金を含むものとする。

2 新株予約権の割当てを受ける権利の価額を算出する場合には、「新株式払込額」は、「新株予約権の発行価額及び新株予約権の行使に際して金銭の払込みをすべき金額の合計額の 1 株当たりの額」と読み替える。

3 旧株券及び分割会社株券の権利付売買最終日の最終値段並びに旧株券又は分割会社株券の権利付売買最終日の割当株券等又は承継会社株券の最終値段については、その日に約定値段がない場合にはその日の最終気配値段とし、その日に約定値段及び最終気配値段がない場合には直近の約定値段又は最終気配値段とする。

4 算出した権利処理価額に銭位未満の端数が生じた場合には、これを四捨五入する。ただし、権利処理価額に当該銘柄の売買単位の株式の数を乗じて得た金額について円位未満の端数が生じる場合には、算出した権利処理価額に売買単位の株式の数を乗じて得た金額について生じる円位未満の端数を四捨五入し、これを売買単位の株式の数で除して得た金額を権利処理価額とする。

5 3(2) b 及び(3) b 中、「午前立会の 1 株当たりの平均売買代金」とあるのは、旧株券又は分割会社株券に権利落の期日の午前立会において約定値段がない場合には「午後立会の 1 株当たりの平均売買代金」と、権利落の期日において約定値段がない場合には「最終気配値段」と読み替える。ただし、権利落の期日において約定値段及び最終気配値段がない場合には「旧株券の権利落の期日の午前立会の 1 株当たりの平均売買代金」及び「分割会社株券の権利落の期日の午前立会の 1 株当たりの平均売買代金」とあるのはそれぞれ「本所がその都度定める値段」と

する。

6 3(2) b 及び(3) b により算出された価額が 0 円未満となる場合は、権利処理価額は 0 円とする。

7 本表に定めのない事項については、本所がその都度定める。

(7.10.2、13.4.1、13.10.1、14.4.1、16.12.13、18.5.1、19.9.30、26.3.6 変更)

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則

(実施) 3. 11. 29

(変更) 5. 2. 28 5. 7. 1 5. 8. 10 6. 10. 1 7. 3. 1
7. 7. 1 8. 1. 1 8. 4. 1 8. 5. 1 8. 11. 1
9. 1. 1 9. 7. 1 9. 8. 1 9. 11. 1 10. 1. 1
10. 3. 1 10. 12. 1 11. 3. 1 11. 5. 1 11. 8. 1
11. 9. 1 11. 11. 10 12. 3. 1 12. 4. 7 12. 8. 7
12. 10. 20 13. 7. 16 13. 10. 1 14. 2. 1 15. 1. 1
15. 1. 14 15. 5. 8 15. 10. 1 16. 1. 5 16. 10. 8
16. 12. 13 17. 2. 1 18. 5. 1 19. 7. 1 19. 9. 30
20. 4. 1 21. 1. 5 22. 6. 30 22. 9. 30 24. 6. 1
27. 2. 13 27. 4. 1

(目 的)

第 1 条 この規則は、信用取引及び貸借取引規程（以下「規程」という。）第 7 条第 2 項、第 10 条第 2 項及び第 15 条の規定に基づき、制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定等に関し、必要な事項を定める。

(12. 4. 7、16. 12. 13 変更)

(制度信用銘柄の選定基準)

第 2 条 上場株券が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1) 株主数（1 単位（業務規程第 15 条に規定する売買単位をいう。以下同じ。）以上の株式を所有する株主の数をいう。以下同じ。）が、300 人以上の銘柄であるとき。

(2) 流通株式数が次の a 及び b に適合する銘柄であるとき。

a 流通株式数（役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下同じ。）、上場会社が自己株式を所有している場合の当該上場会社、上場株式数の 10% 以上の株式（明らかに固定的所有でない認められる株式を除く。以下同じ。）を所有する株主を除く株主が所有する株式の数をいう。以下同じ。）が、上場株式数の 25% 以上であるとき。

b 流通株式数が 2,000 単位以上であるとき（その発行者が自己株式取得決議（有価証券上場規程第 3 条第 2 項第 5 号に規定する自己株式取得決議をいう。以下同じ。）を行った場合であって、当該自己株式取得決議に係る自己株式の数（当該決議による既に取得している自己株式の数を除く。以下同じ。）を流通株式数から減じた結果 2,000 単位に満たないこととなるときを除く。）。

- (3) その発行者の直前事業年度における利益の額(直前連結会計年度に係る連結損益計算書等(連結損益計算書及び連結包括利益計算書、又は連結損益及び包括利益計算書をいう。)に基づいて算定される利益の額(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第64条により記載される「税金等調整前当期純利益金額」又は「税金等調整前当期純損失金額」(同規則第67条により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額)とのいずれか低い額に同規則第65条第3項により記載される金額を加減した金額をいう。)をいう。ただし、審査対象期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない事業年度がある場合には、当該事業年度に係る利益の額は、損益計算書に基づいて算定される利益の額(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第95条により表示される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第95条の4により表示される「税引前当期純利益金額」又は「税引前当期純損失金額」(同規則第98条の2により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額)のいずれか低い金額をいう。)をいうものとする。以下同じ。)が正である銘柄であるとき。
- (4) その発行者の直前連結会計年度の末日における連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び非支配株主持分を控除して得た額をいう。当該発行者が連結財務諸表を作成すべき会社でない会社である場合を除く。)及び直前事業年度の末日における貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第54条の3第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいう。)がいずれも負でない銘柄であるとき。
- (5) 第4条の規定による選定の日以後の日の上場廃止となることが確実と認められる銘柄以外の銘柄であるとき。
- (6) 特設注意市場銘柄、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。
- (7) 株券上場廃止基準第2条第7号後段に定める期間内にある銘柄、株券上場廃止基準の取扱い1.(9)fに定める猶予期間内にある銘柄並びに同取扱い1.(4)c(同取扱い2.(2)cにおいて準用する場合を含む。)並びに同取扱い1.(4)d及び2.(2)bに定める期間内

にある銘柄以外の銘柄であるとき。

(8) 売買について規制措置がとられている銘柄以外の銘柄であるとき。

(9) その他制度信用銘柄として適当でないと認められる銘柄以外の銘柄であるとき。

2 株券上場審査基準の取扱い 2. (1) a の (b)、(d)、(e)、(f) 及び同 d の規定は前項第 1 号に規定する株主数について、株券上場審査基準の取扱い 2. (1) a の (b)、(c)、(e)、(f) 及び同 d の規定は前項第 2 号に規定する流通株式数の算定について、株券上場審査基準の取扱い 2. (6) a から h までの規定は前項第 3 号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い 2. (5) a、b 及び d から h まで並びに株券上場廃止基準の取扱い 1. (5) b の規定は前項第 4 号に規定する純資産の額について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い 2. (1) a の (b)、(c) 及び (e)、同 d、同取扱い 2. (5) a、b 及び d から i まで並びに同取扱い 2. (6) a、b 及び e から h までの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、同取扱い 2. (5) a、b、d から g まで及び i の規定中「直前四半期会計期間の末日」とあるのは「直前事業年度の末日」と、「四半期連結貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、「四半期貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 審査対象事業年度の末日後から第 4 条第 1 項及び第 3 項（第 4 条第 1 項に係るものに限る。）に定める日の属する月の前々月の末日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売（業務規程第 32 条又は国内の他の金融商品取引所の規則により定める立会外分売であつて、50 単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行ったものをいう。以下同じ。）を行った上場会社であつて、当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したときは、株主数及び流通株式数については、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。この場合において、審査対象事業年度の末日における上場株式数に当該公募に係る株式数を加算した株式数を、審査対象事業年度の末日における上場株式数とみなすものとする。

(1) 流通株式数については、上場会社が本所に提出した本所所定の「株式の分布状況表」に記載された流通株式数に、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る株式数（当該株式のうち明らかに流通株式とはならないと認められる株式を除く。）を加算した数を審査対象事業年度の末日における流通株式数とみなすものとする。

(2) 株主数については、上場会社が本所に提出した本所所定の「株式の分布状況表」に記載された株主数に、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る株主数（数量制限付分売については、本所が認めた人数）を加算した株主数を審査対象事業年度の末日における株主数とみなすものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第2項第1号若しくは第2号又は第6条第2項の規定の適用を受けて上場される株券（これらの規定に定める行為の当事者の発行する株券が制度信用銘柄である場合に限る。）に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1) 第1項第2号b、第7号及び第9号の各号に適合する銘柄であるとき。

(2) 株主数及び流通株式数が、上場後最初に終了する事業年度の末日までに第5条第1項第1号及び第2号aの規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。

5 第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第9条の2の規定の適用を受けて上場される株券に対する最初の選定審査においては、前項第1号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。（有価証券上場規程第9条の2に規定する上場廃止となる銘柄が制度信用銘柄である場合に限る。）。

6 第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄の発行者でない上場会社が、制度信用銘柄の発行者である上場会社を吸収合併する場合又は制度信用銘柄の発行者である上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該制度信用銘柄の発行者でない上場会社の株券に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1) 第1項第2号b及び第5号から第9号に適合する銘柄であるとき。

(2) 株主数及び流通株式数が、合併又は株式交換の後最初に終了する事業年度の末日までに第5条第1項第1号及び第2号aの規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。

7 第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄の株券の発行者が発行する新株券が既に上場されているか又は新たに上場されることとなった場合は、当該新株券を制度信用銘柄に選定することができる。

(12.4.7追加、12.8.7、13.7.16、13.10.1、14.2.1、15.1.1、15.1.14、15.10.1、16.10.8、17.2.1、18.5.1、19.9.30、20.4.1、21.1.5、22.6.30、24.6.1、27.2.13、27.4.1変更)

(貸借銘柄の選定基準)

第3条 制度信用銘柄である株券のうち地場銘柄（北海道及び青森県に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。）が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 上場後6か月を経過している銘柄であるとき。

(2) 株主数が1,000人以上の銘柄であるとき。

(3) 流通株式数が次のa及びbに適合する銘柄であるとき。

a 流通株式数が、上場株式数の30%以上であるとき。

- b 流通株式数が1万単位以上であるとき（その発行者が自己株式取得決議を行った場合であって、当該自己株式取得決議に係る自己株式の数を流通株式数から減じた結果1万単位に満たないこととなることを除く。）。
- (4) 各銘柄の事業年度の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月間における売買高が次のa又はbに適合する銘柄であるとき。
 - a 本所の市場における月平均売買高（当該銘柄の市場内売買の売買高合計の月割高をいう。以下同じ。）が5単位以上であるとき。
 - b 本所及び国内の他の金融商品取引所に上場されている株券について、本所及び当該金融商品取引所における月平均売買高の合計が10単位以上であるとき。
 - (5) その発行者の直前2事業年度における利益の額がいずれも正である銘柄であるとき。
 - (6) その発行者の純資産の額が前条第1項第4号に適合する銘柄であるとき。
 - (7) 次条の規定による選定の日以後の日の上場廃止となることが確実と認められる銘柄以外の銘柄であるとき。
 - (8) 特設注意市場銘柄、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。
 - (9) 株券上場廃止基準第2条第7号後段に定める期間内にある銘柄、株券上場廃止基準の取扱い1.(9)fに定める猶予期間内にある銘柄並びに同取扱い1.(4)c（同取扱い2.(2)cにおいて準用する場合を含む。）並びに同取扱い1.(4)d及び2.(2)bに定める期間内にある銘柄以外の銘柄であるとき。
 - (10) 売買又は信用取引について規制措置がとられている銘柄以外の銘柄であるとき。
 - (11) 貸株調達可能量からみて貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄以外の銘柄であるとき。
 - (12) その他貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄以外の銘柄であるとき。
- 2 株券上場審査基準の取扱い 2.(1)aの(b)、(d)、(e)、(f)及び同dの規定は前項第2号に規定する株主数について、株券上場審査基準の取扱い 2.(1)aの(b)、(c)、(e)、(f)及び同dの規定は前項第3号に規定する流通株式数の算定について、株券上場廃止基準の取扱い 1.(3)dの規定は前項第4号に規定する売買高について、株券上場審査基準の取扱い 2.(6)aからhまでの規定は前項第5号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い 2.(5)a、b及びdからhまで並びに株券上場廃止基準の取扱い 1.(5)bの規定は前項第6号に規定する純資産の額についてそれぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い 2.(1)aの(b)、(c)及び(e)、同d、同取扱い 2.(5)a、b及びdからiまで並びに同取扱い 2.(6)aからcまで及びeからhまでの規定中「新規上場申請者」とあ

るのは「上場会社」と、株券上場廃止基準の取扱い 1. (3) d 中「b に規定する日からさかのぼって1年以内」とあるのは「審査対象事業年度の末日を含む月の翌々の末日からさかのぼって原則として6か月以内」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 審査対象事業年度の末日後から第4条第1項及び第3項（第4条第1項に係るものに限る。）に定める日の属する月の前々月の末日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行った上場会社であって、当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したときは、株主数及び流通株式数については、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。この場合において、審査対象事業年度の末日における上場株式数に当該公募に係る株式数を加算した株式数を、審査対象事業年度の末日における上場株式数とみなすものとする。

(1) 流通株式数については、上場会社が本所に提出した本所所定の「株式の分布状況表」に記載された流通株式数に、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る株式数（当該株式のうち明らかに流通株式とはならないと認められる株式を除く。）を加算した数を審査対象事業年度の末日における流通株式数とみなすものとする。

(2) 株主数については、上場会社が本所に提出した本所所定の「株式の分布状況表」に記載された株主数に、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る株主数（数量制限付分売については、本所が認めた人数）を加算した株主数を審査対象事業年度の末日における株主数とみなすものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、国内の他の金融商品取引所に上場された株券で当該他の金融商品取引所において上場と同時に市場第一部銘柄に指定された地場銘柄に対する上場後最初の選定審査（第8項の規定の適用を受ける場合を除く。）においては、第1項第7号から第12号までの各号に適合する場合に、これを貸借銘柄に選定するものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第2項第1号若しくは第2号又は第6条第2項の規定の適用を受けて上場される株券が地場銘柄である場合の当該株券（これらの規定に定める行為の当事者の発行する株券が貸借銘柄である場合に限る。）に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 第1項第3号b、第9号、第11号及び第12号の各号に適合する銘柄であるとき。

(2) 株主数及び流通株式数が、上場後最初に終了する事業年度の末日までに第6条第1項第1号及び第2号aの規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。

6 第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第9条の2の規定の適用を受けて上場さ

れる株券が地場銘柄である場合の当該株券に対する最初の選定審査においては、前項第1号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。(有価証券上場規程第9条の2に規定する上場廃止となる銘柄が貸借銘柄である場合に限る。)

7 第1項の規定にかかわらず、貸借銘柄の発行者でない地場銘柄である上場会社が、貸借銘柄の発行者である上場会社を吸収合併する場合又は貸借銘柄の発行者である上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該貸借銘柄の発行者でない地場銘柄である上場会社の株券に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 第1項第3号b、第7号、第8号及び第10号から第12号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(2) 株主数及び流通株式数が、合併又は株式交換の後最初に終了する事業年度の末日までに第6条第1項第1号及び第2号aの規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。

8 第1項の規定にかかわらず、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券(以下「他市場上場銘柄」という。)が地場銘柄である場合における当該銘柄に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 国内の他の金融商品取引所における上場の日から本所における上場の日までの期間が6か月間を超えている銘柄であるとき。

(2) 次のaからcまでに掲げる銘柄の区分に従い、当該aからcまでに定める規定に適合する銘柄であるとき。

a 国内の他の金融商品取引所に上場された株券で当該他の金融商品取引所において上場と同時に市場第一部銘柄に指定された銘柄

第1項第3号b及び第7号から第12号までの各号

b アンビシャスに上場される又は上場された銘柄

第1項第2号、第3号及び第5号から第12号までの各号

c a及び前bに掲げる銘柄以外の銘柄

第1項第2号、第3号及び第7号から第12号までの各号

(3) 当該銘柄の上場日を含む月の前月の末日からさかのぼって原則として6か月間における国内の他の金融商品取引所のいずれかにおける月平均売買高が10単位以上であるとき。

9 上場銘柄のうち地場銘柄以外の銘柄に係る貸借銘柄の選定については、原則として、株式会社東京証券取引所の「制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則」による。

(8.1.1、8.4.1、8.5.1、8.11.1、9.1.1、9.7.1、9.8.1、9.11.1、10.1.1、10.1.1、10.3.1、

10. 12. 1、11. 3. 1、11. 8. 1、11. 9. 1、11. 11. 10、12. 3. 1、12. 4. 7、12. 8. 7、12. 10. 20、13. 7. 16、
13. 10. 1、15. 1. 1、15. 1. 14、15. 5. 8、15. 10. 1、16. 10. 8、16. 12. 13、17. 2. 1、18. 5. 1、19. 7. 1、
19. 9. 30、20. 4. 1、21. 1. 5、22. 6. 30、24. 6. 1、27. 2. 13 変更)

(選定の時期)

第4条 前2条の規定による制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定は、毎月1回、各銘柄の事業年度の末日を含む月の翌月から起算して6か月目の月の初日（初日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）に行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定は、当該各号に定める日に行う。

(1) 第2条第1項の規定に適合する新規上場銘柄の制度信用銘柄の選定

当該銘柄が上場された日

(2) 前条第4項の規定による貸借銘柄の選定

当該銘柄の上場後最初の約定値段が決定された日（国内の他の金融商品取引所と同時に新規上場された銘柄は、他の金融商品取引所で約定値段が決定された場合を含む。以下同じ。）から起算して11日目（休業日を除外する。）の日

(3) 第2条第4項及び第5項の規定による制度信用銘柄の選定並びに前条第5項及び第6項の規定による貸借銘柄の選定

当該銘柄が上場された日

(4) 第2条第6項の規定による制度信用銘柄の選定及び前条第7項の規定による貸借銘柄の選定

合併又は株式交換により発行される株券が上場された日

(5) 第2条第7項の規定による制度信用銘柄の選定

a 新株が既に上場されている場合

当該新株の発行者が発行する株券を制度信用銘柄に選定した日

b 新株が新たに上場されることとなった場合

当該新株が上場された日

(6) 前条第8項の規定による他市場制度信用銘柄（他市場上場銘柄のうち、他市場制度信用取引（国内の他の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買に係る信用取引のうち、品貸料及び弁済の繰延期限について当該金融商品取引所の規則に定めるところに従って行うものをいう。以下同じ。）を行うことができる銘柄をいう。以下同じ。）以外の銘柄の貸借銘柄の選定

当該銘柄の上場後最初の約定値段が決定された日の翌日（休業日に当たるときは、順

次繰り下げる。)

(7) 前条第8項の規定による他市場制度信用銘柄の貸借銘柄の選定

当該銘柄が上場された日

3 第1項の制度信用銘柄の選定及び貸借銘柄の選定は、同項に規定する日のほか、当該日の属する月から起算して7か月目の月の末日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）まで、第2項第2号の貸借銘柄の選定は、同号に定める日のほか、その翌日からその6か月目の応答日（応答日がないときはその月の末日とし、応答日が休業日に当たるときは順次繰り下げる。以下同じ。）までの間に、第2項第6号及び第7号の制度信用銘柄の選定及び貸借銘柄の選定は、当該各号に定める日のほか、その翌日からその3か月目の応答日までの間にそれぞれ行うことができる。

(8.5.1、9.7.1、9.11.1、10.1.1、11.3.1、11.11.10、12.3.1、12.4.7、13.7.16、13.10.1、16.1.5、16.12.13、18.5.1、19.7.1、19.9.30、22.9.30 変更)

(制度信用銘柄の選定取消基準)

第5条 制度信用銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、制度信用銘柄の選定を取り消すものとする。

- (1) 株主数が150人に達しない銘柄であるとき。
- (2) 流通株式数が次のa又はbのいずれかに該当する銘柄であるとき。
 - a 流通株式数が、上場株式数の25%に満たないとき。
 - b 流通株式数が2,000単位に満たないとき。
- (3) 上場廃止が決定された銘柄であるとき。
- (4) その他制度信用銘柄として適当でないと認められる銘柄であるとき。

2 株券上場審査基準の取扱い 2.(1)aの(b)、(d)、(e)並びに株券上場廃止基準の取扱い 1.(2)b、c、d及びjの規定は、前項第1号に規定する株主数について、株券上場審査基準の取扱い 2.(1)aの(b)、(c)、(e)並びに株券上場廃止基準の取扱い 1.(2)b、c、d、n及びoの規定は、前項第2号に規定する流通株式数の算定について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い 2.(1)aの(b)、(c)及び(e)中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、株券上場廃止基準の取扱い 1.(2)b中「1,000単位」とあるのは「2,000単位」と、同取扱い 1.(2)o中「5%」とあるのは「25%」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、第2条第7項の規定により制度信用銘柄に選定された新株が第1項第1号又は第2号に該当する場合は、制度信用銘柄の選定の取消しは行わない。

(12.4.7追加、13.7.16、13.10.1、15.10.1、18.5.1、27.2.13 変更)

(貸借銘柄の選定取消基準)

第6条 上場銘柄のうち地場銘柄である貸借銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。

- (1) 株主数が600人に達しない銘柄であるとき。
- (2) 流通株式数が次のa又はbに該当する銘柄であるとき。
 - a 流通株式数が、上場株式数の30%に満たないとき。
 - b 流通株式数が5,000単位に満たないとき。

(3) 上場廃止が決定された銘柄であるとき。

(4) その他貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄であるとき。

2 株券上場審査基準の取扱い 2.(1)aの(b)、(d)、(e)並びに株券上場廃止基準の取扱い

1.(2)b、c、d及びjの規定は、前項第1号に規定する株主数について、株券上場審査基準の取扱い 2.(1)aの(b)、(c)、(e)並びに株券上場廃止基準の取扱い 1.(2)b、c、d、n及びoの規定は、前項第2号に規定する流通株式数の算定について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場廃止基準の取扱い 1.(2)b及びj中「150人」とあるのは「600人」と、「1,000単位」とあるのは「5,000単位」と、同取扱い 1.(2)o中「5%」とあるのは「30%」と、株券上場審査基準の取扱い 2.(1)aの(b)、(c)及び(e)中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 上場銘柄のうち地場銘柄以外の貸借銘柄に係る貸借銘柄の選定の取消しについては、原則として、株式会社東京証券取引所の「制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則」による。

(8.1.1、8.11.1、10.12.1、11.3.1、11.5.1、12.4.7、13.10.1、15.10.1、27.2.13 変更)

(選定取消基準の特例)

第7条 第5条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄又は貸借銘柄が第5条第1項第1号若しくは第2号b又は前条第1項第1号若しくは第2号bに該当するときは、原則として該当した事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日（当該銘柄の株券が機構取扱株券である場合であって、事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が当該株券の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下「猶予期間」という。）を通じてこれらの規定に該当したと認められる場合を除き、制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消しは行わない。

2 株券上場廃止基準の取扱い 1.(2)g、j、k、l及びmの規定は、第5条第1項第1号若しくは第2号b又は前条第1項第1号若しくは第2号bに該当し猶予期間に入った制度

信用銘柄又は貸借銘柄について準用する。この場合において、第5条第1項第1号又は第2号bの規定に該当し猶予期間に入った制度信用銘柄については、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)mの規定中「1,000単位」とあるのは「2,000単位」と、前条第1項第1号又は第2号bに該当し猶予期間に入った貸借銘柄については、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)mの規定中「1,000単位」とあるのは「5,000単位」と、それぞれ読み替えるものとする。

(12.4.7、13.10.1、18.5.1、27.2.13 変更)

(選定取消しの時期)

第8条 第5条第1項第2号a若しくは第4号又は第6条第1項第2号a若しくは第4号に該当した場合の制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消しは、本所がその都度定める日に行う。

2 前条に規定する猶予期間を通じて第5条第1項第1号若しくは第2号b又は第6条第1項第1号若しくは第2号bに該当したと認められる場合の制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消しは、当該猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日に行う。ただし、前条第2項において準用する株券上場廃止基準の取扱い1.(2)k及び1に定める決議を行った銘柄及び前条第2項において準用する株券上場廃止基準の取扱い1.(2)mに該当する銘柄のうち、本所が当該5か月目の月の初日に選定取消しを行うことが適当でないと認めた銘柄については、本所がその都度定める日とする。

3 第5条第1項第3号又は第6条第1項第3号に該当した場合の制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消しは、当該銘柄の上場廃止が決定された日の翌日に行う。

(8.5.1、10.12.1、11.3.1、11.8.1、12.4.7、13.10.1、27.2.13 変更)

(選定又は選定取消しの資料)

第9条 第2条及び第3条の規定による選定並びに第5条第1項及び第6条第1項の規定による選定の取消しは、選定の日又は選定取消しの日における現況による。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定による選定又は選定の取消しについては、当該各号に掲げる資料によるものとする。

(1) 第2条第1項第1号、第2号、第3条第1項第2号、第3号及び第7項第2号、第5条第1項第1号及び第2号並びに第6条第1項第1号及び第2号

上場会社から提出される有価証券報告書等又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い10.aの規定により上場会社から提出される株式の分布

状況表等

(2) 第2条第1項第3号及び第4号並びに第3条第1項第5号及び第6号

上場会社から提出される有価証券報告書等

(3) 第2条第4項第2号及び第3条第5項第2号

有価証券上場規程第3条第3項bの規定により提出される「上場申請日以後における株式分布状況等に関する予定書」

(9.7.1、10.1.1、11.3.1、11.9.1、12.3.1、12.4.7、13.7.16、13.10.1、18.5.1、27.2.13 変更)

(本所が定める上場の態様)

第10条 規程第15条第1項に規定する本所が別に定める態様は、次に掲げるものをいう。

- (1) 国内の他の金融商品取引所に対して制度信用銘柄である銘柄の上場の廃止が申請されたこと。
 - (2) 第2条第4項の規定の適用を受けて制度信用銘柄に選定されることとなった場合において、当該株券が、国内の他の金融商品取引所に上場されないこと。
 - (3) 第2条第6項の規定の適用を受けて制度信用銘柄に選定されることとなった場合において、当該株券が、国内の他の金融商品取引所に上場されないこと。
- (16.12.13 追加、18.5.1、19.9.30 変更)

付 則

- 1 この規則は、平成3年11月29日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際、現に貸借銘柄であるものは、第2条の規定に基づき、貸借銘柄に選定されたものとみなす。
 - 3 前項の規定により貸借銘柄に選定されたものとみなされた銘柄のうち、この規則施行の日(以下「施行日」という。)前に到来した最終の決算期において貸借取引除外銘柄の認定に関する規則第2条第1項第2号に該当していた銘柄については、当該最終の決算期の翌日から起算して1か年目の日までの期間を通じて第4条第1項第2号に該当したと認められる場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。
 - 4 第5条第2項の規定は、前項に規定する期間内にある同項に規定する銘柄について準用する。
 - 5 第6条第2項及び第7条第2項の規定は、付則第3項に規定する銘柄の同項に規定する期間経過後の貸借銘柄の選定取消しの時期及び資料について準用する。
 - 6 第5条第2項の規定は、平成3年4月1日以後に行う株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。
 - 7 平成3年4月1日前に決議があった準備金の資本組入れに伴う株式の発行及び資本組入れた券面額を超える部分についての株式の発行は、株式分割とみなして第5条第2項第2号の規定を適用する。
 - 8 第4条第1項第2号及び第5条第1項の規定は、施行日以後に到来する決算期の資料に基づく貸借銘柄の選定の取消しから適用する。
- (8.1.1、9.7.1、11.3.1、13.10.1、17.2.1 変更)

付 則

この改正規定は、平成 5 年 2 月 28 日から施行し、同日以後に改正前の第 5 条第 1 項に規定する猶予期間の最終日が到来する銘柄から適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 4 条の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う株主数の審査から適用する。
- 3 施行日前に行った株主数の審査において改正前の第 4 条に定める株主数に満たないこととなった銘柄（猶予期間経過後の審査を行っていないものに限る。）が改正後の第 4 条に定める株主数を満たすこととなった場合には、施行日において改正前の第 4 条に定める株主数に達したもものとして取扱う。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 8 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条の規定にかかわらず、この改正規定の施行の日以後最初に行う貸借銘柄の選定は、平成 7 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に決算期を迎えた銘柄を審査対象銘柄とし、平成 8 年 6 月 3 日に行うものとする。

付 則

この改正規定は、平成 9 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項の改正規定は、平成 8 年 11 月中に決算期を迎えた銘柄の審査から適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 10 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 平成 8 年 4 月 1 日前に開始した連結会計年度に係る連結損益計算書についての改正後の第 2 条第 1 項第 5 号 b (b) の規定の適用については、同規定中「同規則第 65 条第 1 項第 3 号により記載される金額」とあるのは「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する省令（平成 10 年大蔵省令第 8 号）による改正前の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 65 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる項目の金額及び為替換算調整勘定に計上される金額」とする。

(11.8.1 変更)

付 則

この改正規定は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 11 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）前に行った株主数の審査において改正前の第 4 条に定める株主数に満たないこととなった銘柄（猶予期間経過後の審査を行っていないものに限る。）が、改正後の第 4 条に定める株主数を満たすこととなった場合には、施行日において、改正前の第 4 条に定める株主数に達したものとして取り扱う。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 11 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 平成 10 年 4 月 1 日前に開始した連結会計年度の連結損益計算書（平成 10 年 1 月 1 日改正付則第 2 項の規定の適用を受ける連結損益計算書を除く。）についての改正後の第 2 条第 1 項第 5 号 b (b) の規定の適用については、同規定中「同規則第 65 条第 1 項第 3 号により記載される金額」とあるのは「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する省令（平成 10 年大蔵省令第 8 号）による改正前の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 65 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる項目金額」とする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 12 年 4 月 7 日から施行する。
- 2 施行日前における本所の上場株券は施行日において、改正後の第 4 条の規定による制度信用銘柄の選定があったものとして取扱う。

付 則

この改正規定は、平成 12 年 10 月 20 日から施行する。

(13. 10. 1 変更)

付 則

- 1 この改正規定は、平成 13 年 7 月 16 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条第 2 項及び第 3 条第 2 項の規定の適用については、平成 32 年 6 月末日までの間においては、これらの規定中「株券上場審査基準の取扱い 2. (6) f から h の規定」とあるのは「株券上場審査基準の取扱い 2. (6) f から h 並びに退職給付会計基準の適用等に関する有価証券上場規程に関する取扱い要領 1. (2) (利益の額に係る部分に限る。) 及び 2. の規定」とする。
(13. 10. 1、15. 1. 1 変更)

付 則

- 1 この改正規定は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の平成 3 年 11 月 29 日改正付則第 6 項及び第 8 項の規定は、商法等の一部を改正する等の法律（平成 13 年法律第 79 号）附則第 2 条又は第 24 条においてなお従前の例によるとされた自己株式については適用しない。
- 3 改正後の第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 条第 1 項第 3 号の規定は、この改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）以降に上場申請（予備申請を含む。）を行う新規上場申請者の株式の分布状況の審査から適用する。
- 4 改正後の第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 条第 1 項第 3 号の規定は、施行日以降最初に到来する事業年度の末日に係る株式の分布状況の審査から適用する。
- 5 改正後の第 5 条第 1 項第 2 号 b 及び第 6 条第 1 項第 2 号 b の規定は、施行日以後に審査対象決算期が到来する株主数の審査から適用する。ただし、平成 3 年 4 月 1 日以後施行日の前日までの間において 1 株を 1.5 株以上に分割する株式分割（同時に 1 単位の株式の数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に 1 株が 1.5 株以上に分割されたと認められるものに限る。）若しくは 1 単位の株式の数の 2 分の 1 以下への変更（上場前の株式分割又は 1 単位の株式の数の変更については、上場申請日の属する事業年度の末日以前 10 年間に行われたものに限る。）を行った又は行うことを決議した上場会社が発行者である株券については、施行日以後に開始する事業年度を審査対象決算期とする株主数の審査から適用するものとし、当該審査対象決算期前に到来する審査対象決算期の株主数に係る審査については、これを行わないものとする。
- 6 第 1 項の規定にかかわらず、この改正規定施行の際、現に猶予期間内にある銘柄については、施行日の前日において改正前の第 5 条第 1 項第 2 号 b 及び第 6 条第 1 項第 2 号 b に定める株主数に達していたものとみなす。

付 則

この改正規定は、平成 14 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 15 年 1 月 14 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 15 年 5 月 8 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 16 年 1 月 5 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 16 年 10 月 6 日以降の日で本所が定める日から施行する。

(注)「本所が定める日」は、平成 16 年 10 月 8 日

付 則

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）に本所に上場した銘柄であって、同日に日本証券業協会により登録が取り消され、かつ、株式会社ジャスダック証券取引所に上場されなかった銘柄については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日において日本証券業協会に登録されていた銘柄（施行日において株式会社ジャスダック証券取引所に上場された銘柄に限る。）に関する改正後の第 3 条第 7 項の規定の適用については、日本証券業協会における登録の日を当該証券取引所における上場の日と、店頭売買有価証券市場における当該銘柄の売買高を当該証券取引所における当該銘柄の売買高とみなす。

(注) 「本所が定める日」は、平成16年12月13日

付 則

- 1 この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 平成12年10月20日改正付則第2項を削る改正規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後開始する事業年度を審査対象決算期とする少数特定者株数の審査から適用する。

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は、平成18年5月1日

付 則

この改正規定は、平成19年7月1日から施行し、改正後の第4条第3項の規定は、この改正規定施行の際、制度信用銘柄に選定されていない銘柄(改正前の第4条第3項の規定により平成19年7月1日以降に選定できるものに限る。)に係る制度信用銘柄の選定及び貸借銘柄に選定されていない地場銘柄(改正前の第4条第3項の規定により平成19年7月1日以降の日に選定できるものに限る。)に係る貸借銘柄の選定について適用する。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は、平成22年6月30日

付 則

この改正規定は、平成 22 年 9 月 30 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに改正後の第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定は、この改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に到来する事業年度の末日の審査から適用する。
- 3 施行日の前日までに改正前の第 5 条第 1 項第 2 号 a 又は改正前の第 6 条第 1 項第 2 号 a に該当し猶予期間に入っている銘柄のうち、審査時期が到来していない銘柄については、施行日において当該猶予期間を解除することとする。
- 4 施行日の前日までに改正前の第 5 条第 1 項第 2 号 b に該当し猶予期間に入っている銘柄については、改正後の第 5 条第 1 項第 1 号に係る猶予期間にある銘柄とみなす。
- 5 施行日の前日までに改正前の第 6 条第 1 項第 2 号 b に該当し猶予期間に入っている銘柄については、改正後の第 6 条第 1 項第 1 号に係る猶予期間にある銘柄とみなす。

（注）「本所が定める日」は、平成 27 年 2 月 13 日

付 則

この改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、この改正規定施行の前日に開始した連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。